

平成 27 年 4 月 17 日
新聞 発 表 文

平成 26 年度(第 30 回)「横田正俊記念賞」の授賞について

公益財団法人 公正取引協会

- 1 弊協会では、独占禁止法を中心とした経済法研究の振興を図ることを目的に、昭和 60 年度から標記記念賞を設置し、毎年発表された経済法の若手研究者の論文のうち、最優秀と認められたものに同賞(賞金 30 万円)を授与することとしている。
- 2 平成 26 年度(第 30 回)においては、3 月 13 日に開催された選考委員会で下記のとおり授与することが決定され、本日、授賞式が行われた。

[受賞者・受賞論文]

瀧川 和彦 山口大学経済学部専任講師

「買手市場支配力規制における違法性判断基準—米国における展開を中心として—」(日本経済法学会年報第 35 号通巻 57 号、2014 年)に至る買手市場支配力規制に関する一連の研究業績

〈受賞者略歴〉

瀧川 和彦 (ふちかわ かずひこ)

平成 17 年 3 月 慶應義塾大学法学部卒業

平成 19 年 3 月 慶應義塾大学大学院前期博士課程修了(修士(法学))

平成 24 年 4 月 慶應義塾大学大学院法学研究科助教(～25 年 3 月)

平成 25 年 3 月 慶應義塾大学大学院後期博士課程単位取得退学

平成 26 年 1 月 慶應義塾大学より学位授与(博士(法学))

平成 25 年 4 月 山口大学経済学部専任講師

現在に至る



[選考委員] (50 音順)

金井貴嗣氏(中央大学教授), 川濱昇氏(京都大学教授), 舟田正之氏(立教大学名誉教授)

問い合わせ先

公益財団法人 公正取引協会 担当: 田村 電話 03-3585-1241

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1(赤坂 KS ビル 2 階)

<http://www.koutori-kyokai.or.jp>

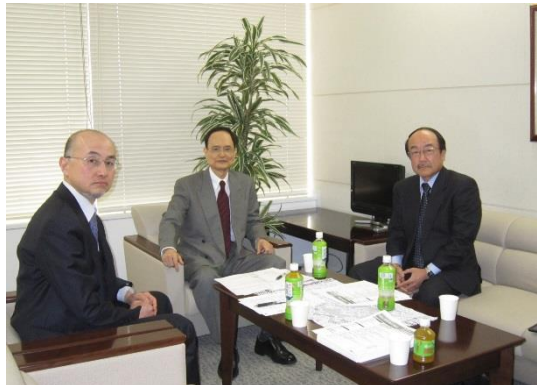
◇第 30 回横田正俊記念賞選考経過について

(選考委員の金井貴嗣氏から、選考経過について次のようなご報告をいただきました。)

平成 26 年度の経済法分野における若手研究者によって公表された学術研究論文・著書等を審査した結果、第 30 回の横田賞は、瀧川和彦氏の「買手市場支配力規制における違法性判断基準—米国における展開を中心として—」に至る買手市場支配力規制に関する一連の研究業績に授与することに決定した。

瀧川氏は、買手市場支配力規制について、2008 年の「単独の買手事業者により誘引された共同行為の再考」(法学政治学論究 76 号 417 頁) から、昨年公表した上記論文に至るまで、買手市場支配力に関わる独占禁止法上の諸課題について多数の研究論文を著してきた。これらの研究論文は博士論文としてまとめられ、平成 26 年 1 月に慶應義塾大学から法学博士号を授与されている。本審査においては、博士論文も一連の研究業績に含めて審査を行った。

これまで、経済法の分野において、購入カルテルを素材に買手市場支配力規制を取り扱った研究はあったが、瀧川氏は、それにとどまらず、買手が単独行為や企業結合によって市場支配力を形成・維持する場合、農業協同組合や大規模小売業者が買手として **buyer power** を行使する場合等、これまで十分な検討がなされてこなかった課題についても文献・資料を丹念に渉猟し、かつ長年にわたって買手市場支配力規制に対する基本的な問題関心をもって継続的に研究活動を行ってきた。それら一連の研究成果は、我が国の経済法学の発展に貢献するものと思料し、選考委員全員一致で横田賞に値すると評価したものである。



(左から川濱昇氏、舟田正之氏、金井貴嗣氏)

◇受賞論文の要旨

買手側の市場支配力（以下「買手市場支配力」という。）の問題は、英国、OECD、EU、そして米国などにおいて取り上げられている。特に昨今では、輸送手段や交通網の発達、店舗における販売情報の集約などに伴い大型小売業が大きな交渉力を有するに至り、競争に有意な弊害をもたらしている。本論文は、買手市場支配力規制の判例・学説が蓄積している米国反トラスト法における買手市場支配力規制の検討を通じてその違法性判断基準を示し、我が国独禁法における買手市場支配力規制の課題を明らかにするものである。

我が国独禁法上、買手市場支配力は、主として私的独占、不当な取引制限、そして事業者団体規制の問題となる。しかし、我が国では、買手の行為は主に購買力の濫用の問題として取り扱われ、優越的地位の濫用として規制されてきた。優越的地位の濫用は、主に取引当事者間の地位の格差から生じる不公正な取引に着目した行為類型になっており、必ずしも取引当事者以外の影響や、競争への影響について取り締まるものではない。平成 21 年独禁法改正では、優越的地位の濫用に課徴金が導入された。一方、私的独占に対する課徴金は、支配型・排除型を問わず、供給者、つまり売手の行為に限定して課される。このため、我が国では、現行法上、買手の私的独占に課徴金が課されないのに対して、同様の違反行為を買手による優越的地位の濫用と構成できる場合には課徴金を課することが可能である。その意味で、買手の私的独占よりも買手の優越的地位の濫用として構成する方がエンフォースメント上強いという「逆転現象」が生じることが懸念される。買手市場支配力の問題は反競争効果を生じるものであり、共同行為規制に限らず、単独行為規制についても「競争の実質的制限」の問題として捉えるべきである。

本論文は以上の問題点を指摘した上で、米国反トラスト法における買手市場支配力規制の検討として、買手の単独行為規制、買手間の共同行為規制、そして、買手主導の協調行動規制について考察した。検討の結果、2007 年のウェイヤーハウザー事件連邦最高裁判決では、買手市場支配力と売手市場支配力は、原則として同様の違法性判断基準にて規制すべきとしていること、1948 年のマンデビル事件連邦最高裁判決では、買手間のハード・コア・カルテルは、売手・買手の区別なく原則的に違法であるとしており、先例拘束性が維持されていることを明らかにした。

また、本論文は、買手市場支配力規制と売手市場支配力規制の違いが、反競争効果が一見して明らかではない単独行為規制や非ハード・コア・カルテル規制の検討対象市場において現れることを示した。つまり、買手間の非ハード・コア・カルテルの規制において、反競争効果の分析が上流市場のみでは不十分な場合には、上流市場での買手市場支配力の行使が、下流市場での売手市場支配力に繋がっているかを検討することが求められる。他方、価格・数量に関する「あからさまな制限」が行われる買手間のハード・コア・カルテルの場合、反競争効果が明らかなため、上流市場における反競争行為の検討で足りることとなる。

買手主導の協調行動については、我が国の現行独禁法上、私的独占として規制した場合には課徴金が課されず過小規制のおそれがある。他方、これを不当な取引制限として規制した場合には、買手により一方的拘束を受けた売手を規制するだけでなく、このような売手に課徴金まで課される可能性があるため過剰規制のおそれがある。我が国では、特に買手間の非ハード・コア・カルテル及び買手主導の協調行動規制に関する判例・学説の蓄積が乏しく課題が残されている。

横田正俊氏の略歴と経済法学における業績

1 横田正俊氏の略歴

明治	32年	1月	北海道生まれ
大正	12年	3月	東京帝国大学法学部卒業
昭和	21年	2月	大審院判事
	22年	7月	公正取引委員会委員
	27年	2月	公正取引委員会委員長
	33年	3月	最高裁事務総長
	35年	5月	東京高裁長官
	37年	2月	最高裁判事
	41年	8月	最高裁長官
	44年	1月	定年退職
		5月	「法の支配」法曹協会会長
	52年	1月	財団法人 公正取引協会会長
	57年	5月	顧問
	59年	7月	逝去

2 横田正俊氏の経済法学における業績

横田正俊氏は、昭和22年、法曹界の与望を担って、新たに創設された公正取引委員会の委員に就任し、続いて同27年2月第2代委員長となり、昭和33年退任されるまでの前後10年8か月の永きにわたって、独占禁止政策の運用に当たられた。

横田委員長の在職当時は、独占禁止政策の草創の時に当たり、戦後の混乱と激動の環境下、公正で自由な競争の重要性についての強固な信念のもと、法曹としての高い識見と、現実の経済に対する深い洞察とをもって政策の実施に当たり、法と経済の適合に多大の尽力をされた。例えば、独占禁止法の的確な解釈に基づいてリーディングケースとなる幾多の重要な審決を下されたこと、昭和28年法律改正の論議が起こるや法の基本原則をあくまでも貫きつつ、我が国経済の実態に合わせるように対処されたこと、さらに弱い立場にある中小企業に対して独占禁止法の光を当てられ、昭和31年の下請代金支払遅延等防止法の制定に力を注がれたことなどである。これらを初めとして、現在の独占禁止政策の骨格と独占禁止行政の堅固な礎は、ほぼ在任当時に出来上がったものである。

公正取引委員会委員長退任後、東京高等裁判所長官、最高裁判所長官等の要職を歴任されたが、その間、常に独占禁止政策の運用について深い理解をもっておられた。また、昭和52年1月から同57年4月まで、財団法人公正取引協会の会長に就任し、独占禁止法の理念である「公正かつ自由な競争」の定着に大きく寄与された。